

企業立地の手引



岡山県マスコット「ももっち・うらっち」

岡山県

(2022年度版)

目 次

I 新工場の建設に必要な法的手続

1 工場立地法に基づく届出	2
2 建築基準法に基づく建築確認申請	5
3 土地取引及び施設・設備等の設置に関する届出等	8

II 企業立地に係る環境保全対策

1 工場等の立地に係る環境アセスメント	10
2 土壌関係の規制	12
3 大気関係の規制	13
4 水質関係の規制	16
5 騒音・振動の規制	18
6 悪臭の規制	22
7 産業廃棄物の処理に関する規制	23
8 環境法令手続調査と環境保全協定	27

III 工場立地に係る優遇制度等

1 補助金	
(1) 岡山県大型投資・拠点化促進補助金	28
(2) 新企業立地促進補助金	29
(3) 新物流施設誘致促進補助金	29
(4) 本社機能移転促進補助金, 本社機能移転に係る社宅借上げ支援補助金	30
(5) 支店等新規開設促進補助金	30
(6) 再投資サポート補助金	31
(7) 市町村の奨励金等	32
2 税の優遇措置	
(1) 地域未来投資促進法	33
(2) 過疎地域及び離島地域	35
(3) 立地企業に対する固定資産税	37
(4) 地方拠点強化税制（オフィス減税・雇用促進税制）	38
3 県営産業団地の分譲手続	39
(1) 分譲までの手順	
(2) 分譲方法	
4 工業用水の利用	40

この手引は、企業の皆さんが円滑に操業できるよう、立地に必要な主な手続きや、各種優遇制度をご紹介します。



「誘致の」ゆうちゃん

I 新工場の建設に必要な法的手続

1 工場立地法に基づく届出

(1) 目的

特定工場の新增設に係る事項を事前に届け出ることを義務づけ、工場立地に関する準則等に基づき、工場立地が環境の保全を図りつつ適正に行われるようにする。

(2) 特定工場

① 業種

製造業、電気供給業、ガス供給業及び熱供給業（水力発電所、地熱発電所及び太陽光発電所

② 規模

敷地面積 9,000 m²以上 又は 建築面積 3,000 m²以上

(3) 届出

生産施設面積や緑地の整備状況について、工場が立地している市町村に届出。

① 新設の届出

特定工場を新設する場合（敷地面積若しくは建築面積を増加し、又は既存の施設の用途を変更することにより特定工場となる場合を含む。）

② 変更に係る届出

特定工場が、敷地面積の変更、生産施設面積の増加・撤去、緑地の撤去・配置替えを行う場合

③ 氏名等の変更の届出

氏名又は名称及び住所に変更があった場合（社長・工場長の交代については届出不要）

④ 承継の届出

特定工場届出者の地位を承継（譲受、借受、相続、合併）した場合

⑤ 廃止の届出

(4) 工場立地法の規制

① 生産施設面積

業種により、敷地の30%～65%以内に定められる。

	業 種 名 称	生産施設面積率
第1種	・化学肥料製造業のうちアンモニア製造業及び尿素製造業 ・石油精製業 ・コークス製造業 ・ボイラ・原動機製造業	30%
第2種	・伸鉄業	40%
第3種	・窯業・土石製品製造業（板ガラス製造業、陶磁器・同関連製品製造業、ほうろろ鉄器製造業、七宝製品製造業及び人造宝石製造業を除く。）	45%
第4種	・鋼管製造業 ・電気供給業	50%
第5種	・でんぷん製造業 ・冷間ロール成型形鋼製造業	55%
第6種	・石油製品・石炭製品製造業（石油精製業及びコークス製造業を除く。） ・高炉による製鉄業	60%
第7種	・その他の製造業 ・ガス供給業 ・熱供給業	65%

② 緑地等面積

国の準則は緑地 20%以上、環境施設（含む緑地）25%以上であるが、岡山県内では、国の準則に代えて、県及び市町村準則に定める基準を適用する。

岡山県内の工場立地法地域準則条例の概要

令和4年4月現在

市町村	対象区域		敷地面積に対する割合		重複緑地	施行日
			緑地	環境施設		
岡山県 ※下記の市を除く	工業地域・工業専用地域		10%以上	15%以上	緑地面積率の25%まで算入可	H23.1.1
岡山市	工業地域・工業専用地域		10%以上	15%以上	緑地面積率の25%まで算入可	H23.7.6
津山市	工業地域	綾部工業団地 草加部工業団地 国分寺工業団地 高野工業団地 津山中核工業団地	5%以上	10%以上	緑地面積率の50%まで算入可	H24.7.1
		上記以外	10%以上	15%以上	緑地面積率の25%まで算入可	
	工業専用地域		5%以上	10%以上	緑地面積率の50%まで算入可	
	日本原工業団地		5%以上	10%以上		
玉野市	工業地域・工業専用地域		5%以上	10%以上	緑地面積率の50%まで算入可	H24.4.1
	準工業地域		10%以上	15%以上		
笠岡市	工業地域・工業専用地域・用途地域の指定のない地域		5%以上	10%以上	緑地面積率の50%まで算入可	H29.4.1
	準工業地域		10%以上	15%以上		
井原市	工業地域・工業専用地域・用途地域の指定のない地域		5%以上	10%以上	緑地面積率の50%まで算入可	H30.4.1
	準工業地域		10%以上	15%以上		
瀬戸内市	豆田・福山農工団地 服部農工団地 宮下工業団地		5%以上	10%以上	緑地面積率の50%まで算入可	H24.12.21
赤磐市	工業地域・工業専用地域・用途地域の指定のない地域		5%以上	10%以上	緑地面積率の50%まで算入可	H30.10.1
	準工業地域		10%以上	15%以上		
浅口市	準工業地域		10%以上	15%以上	緑地面積率の50%まで算入可	H24.12.26
	用途地域の指定のない地域		5%以上	10%以上		
里庄町	全域		5%以上	10%以上	緑地面積率の50%まで算入可	H30.12.11

③ 工業団地等の特例

工業団地に工場を設置する場合であって、共通施設として配置した緑地等がある場合には、工業団地特例を適用している。

特例適用団地一覧

番号	団地名	適用年月日	摘要
1	勝央中核工業団地	昭和50年代	
2	新勝央中核 //	平成 8年 5月20日	
3	御津 // (第1期)	昭和61年10月27日	
4	御津 // (第2期)	平成 5年12月16日	
5	高月工業団地	平成 元年 3月 6日	
6	落合工業団地	平成 3年 7月 2日	
7	賀陽 //	平成 3年 7月 2日	
8	木之子 //	平成 3年 8月21日	
9	テクノパーク総社 //	平成 3年11月 1日	
10	協同組合ウイングバレイ西団地 ：旧水島機械金属(第2)工業団地	平成 7年 3月30日 平成10年 6月19日	団地名変更 H9 最終変更 変更 H13.10.18
11	グリーンテクノ //	平成 8年 1月23日	
12	瀬戸 //	平成 8年 3月18日	
13	吉備高原都市産業区	平成11年 9月30日	
14	久米産業団地	平成12年 7月 4日	
15	岡山市新産業ゾーン企業団地	平成13年 3月 5日	変更 H15.2.24
16	作東産業団地	平成13年 9月12日	
17	真庭 //(北・南区域)	平成16年 8月24日	
18	玉島ハーバーアイランド	平成16年 9月 3日	変更 H27.4.13
19	船穂産業団地(1期)	平成19年11月30日	
20	津山産業・流通センター	平成20年 4月11日	
21	新見工業団地	平成26年 3月18日	
22	空港南産業団地	令和 元年 7月 5日	

集合地特例適用

水島緩衝緑地(B~H地区)	平成12年 1月13日	
---------------	-------------	--

(5) 届出時期

届出受理後90日は工事に着手できない。ただし、準則等に合致し問題がない場合には、申請により期間を短縮することができる。

「工事着手」の時期

① 新設の場合

埋立・造成工事を伴うものは、その着手の時点。

埋立・造成工事を伴わないものは、各設置工事の最初の着手の時点(仮設工事等は含まない)

② 変更の場合

工事を伴う場合は、新設の場合に準じる。

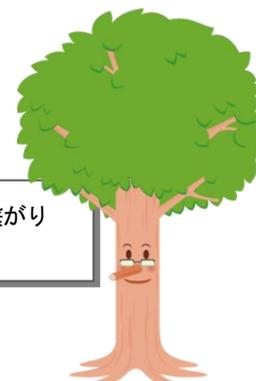
工事を伴わない場合は、製品のみの変更では変更時点。

敷地面積のみの変更では土地の移転登記の時点。

(6) 提出先及び相談窓口

市町村の企業誘致担当部署

緑豊かな工場は、働きやすい職場環境に繋がります。



「(ものしりの) モーリ〜」

2 建築基準法に基づく建築確認申請

建築基準法：<https://www.pref.okayama.jp/page/detail-113606.html>

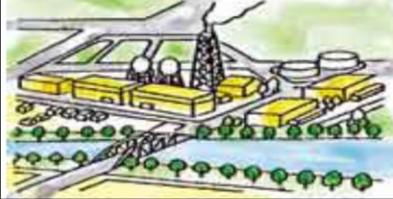
(1) 建築基準法

一定の建築物（工作物、建築設備）を建築する場合等は、建築物の敷地、構造、設備に関する内容について、建築基準法の適合性の審査を受ける必要がある。

(2) 法に基づく制限

① 用途地域

都市機能及び都市環境の維持増進を図るため、建築物の用途・形態・容積率等について守るべき最低限度のルールを定めるもの。

第一種低層住居専用地域	第二種低層住居専用地域	第一種中高層住居専用地域
		
低層住宅の専用地域	小規模な店舗の立地を認める低層住宅の専用地域	中高層住宅の立地を認める住宅の専用地域
第二種中高層住居専用地域	第一種住居地域	第二種住居地域
		
必要な便利施設の立地を認める住宅の専用地域	大規模な店舗、事務所の立地を制限する住宅地のための地域	住宅地のための地域
準住居地域	田園住居地域	近隣商業地域
		
自動車関連施設等と住宅が調和して立地する地域	農地等と調和して、低層住宅が立地する地域	近隣の住宅地の住民のための店舗、事務所等の利便の増進を図る地域
商業地域	準工業地域	工業地域
		
店舗、事務所等の利便の増進を図る地域	環境の悪化をもたらすおそれのない工業の利便の増進を図る地域	工業の利便の増進を図る地域
工業専用地域		
		
工業の利便の増進を図るための専用地域		

② 用途地域による建築物の用途制限

各用途地域における住居の環境の保護や、商業・工業などの業務の増進を図るために、建築することができる建築物の用途については、次のとおりの制限が行われる。

用途地域内の建築物の用途制限 無印：建てられる用途 ×：建てられない用途 ①、②、③、④、⑤、▲：面積、階数等の制限あり		第1種低層住居専用地域	第2種低層住居専用地域	第1種中高層住居専用地域	第2種中高層住居専用地域	第1種住居地域	第2種住居地域	準住居地域	田園住居地域	近隣商業地域	商業地域	準工業地域	工業地域	工業専用地域 (市街化調整区域を除く)	備考
住宅、共同住宅、寄宿舎、下宿															
兼用住宅で、非住宅部分の床面積が、50㎡以下かつ建築物の延べ面積の1/2未満															非住宅部分の用途制限あり
店舗等	150㎡以下のもの	×	①	②	③					①				④	①：日用品販売店舗、喫茶店、理髪店及び建具屋等のサービス業用店舗のみ。2階以下 ②：に加えて、物品販売店舗、飲食店、損保代理店・銀行の支店・宅地建物取引業等のサービス業用店舗のみ。2階以下 ③：2階以下 ④：物品販売店舗、飲食店を除く ⑤：農産物直売所、農家レストランのみ。2階以下
	150㎡を超え、500㎡以下のもの	×	×	②	③					⑤				④	
	500㎡を超え、1,500㎡以下のもの	×	×	×	③					×				④	
	1,500㎡を超え、3,000㎡以下のもの	×	×	×	×					×				④	
	3,000㎡を超えるもの	×	×	×	×					×				④	
大規模集客施設		×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	床面積10,000㎡超の店舗、映画館、アミューズメント施設、展示場等。
事務所等	150㎡以下のもの	×	×	×	▲					×					▲：2階以下。
	150㎡を超え、500㎡以下のもの	×	×	×	▲					×					
	500㎡を超え、1,500㎡以下のもの	×	×	×	×					×					
	1,500㎡を超え、3,000㎡以下のもの	×	×	×	×					×					
	3,000㎡を超えるもの	×	×	×	×					×					
ホテル、旅館		×	×	×	×	▲				×			×	×	▲ 3,000㎡以下
遊戯施設等	ホーリング場、スケート場、水泳場、ゴルフ練習場、バレーボール練習場等	×	×	×	×	▲				×				×	▲ 3,000㎡以下
	カラオケボックス等（ダンスホール含む）	×	×	×	×					×				×	
	麻雀屋、パチンコ屋、射的場、馬券・車券売所等	×	×	×	×					×				×	
	劇場、映画館、演芸場、観覧場（ナイトクラブ含む）	×	×	×	×	×				▲				×	▲ 客席200㎡未満
	キャバレー等、個室付浴場等	×	×	×	×	×				×			▲	×	▲ 個室付浴場を除く
公共施設 病院 学校等	幼稚園、小学校、中学校、高等学校														
	大学、高等専門学校、専修学校等	×	×												
	図書館等														
	巡査派出所、一定規模以下の郵便局等														
	神社、寺院、教会等														
	病院	×	×											×	
	保育所等、公衆浴場、診療所等														
	老人ホーム、身体障害者福祉ホーム等														
	老人福祉センター、児童厚生施設等	▲	▲							▲					▲ 600㎡以下
	自動車教習所	×	×	×	×	▲				×					▲ 3,000㎡以下
工場倉庫等	単独車庫（付属車庫を除く）					▲				×					▲ 300㎡以下 2階以下
	建築物付属自動車車庫 ①、②、③については、建築物延べ面積の1/2以下かつ備考欄に記載の制限	①	①	②	②	③	③	①							①：600㎡以下 1階以下 ②：3,000㎡以下 2階以下 ③：2階以下 ※一団地の敷地内について別に制限あり
	倉庫業倉庫	×	×	×	×	×				×					
	畜舎(15㎡を超えるもの)	×	×	×	×	▲				×					▲ 3,000㎡以下
	パン屋、米屋、豆腐屋、菓子屋、洋服店、畳屋、建具屋、自転車店等で作業場の面積が50㎡以下	×	▲	▲	▲					×					原動機の制限あり ▲ 2階以下
	危険性や環境を悪化させるおそれが非常に少ない工場	×	×	×	×	①	①	④	④	②	②				原動機・作業内容の制限あり
	危険性や環境を悪化させるおそれが少ない工場	×	×	×	×					②	②				①：50㎡以下
	危険性や環境を悪化させるおそれがやや多い工場	×	×	×	×					×	×				②：150㎡以下
	危険性が大きい又は著しく環境を悪化させるおそれがある工場	×	×	×	×					×	×				③：300㎡以下
	自動車修理工場	×	×	×	×	①	①	②	③	③					④：農産物を生産、集荷、処理及び貯蔵するものに限る
火薬、石油類、ガスなどの危険物の貯蔵・処理の量	量が非常に少ない施設	×	×	①	②					×					①：1,500㎡以下 2階以下 ②：3,000㎡以下
	量が少ない施設	×	×	×	×					×					
	量がやや多い施設	×	×	×	×					×					
	量が多い施設	×	×	×	×					×					
卸売市場、火葬場、と畜場、汚物処理場、ごみ焼却場等		都市計画区域内においては都市計画決定が必要													

注) 本表は、建築基準法別表第二の概要であり、すべての制限について掲載したものではありません

③ 容積率・建ぺい率

良好な市街地環境の保全・形成や、道路・下水道等の整備とバランスを図るために、地域の特性に応じて、容積率（建築物の延べ床面積の敷地面積に対する割合）及び建ぺい率（建築物の建築面積の敷地面積に対する割合）の最高限度が定められている。

建築物の形態規制の内容

用途地域	第1種低層住居専用地域	第2種低層住居専用地域	第1種中高層住居専用地域	第2種中高層住居専用地域	第1種住居地域	第2種住居地域	準住居地域	田園住居地域	近隣商業地域	商業地域	準工業地域	工業地域	工業専用地域	都市計画区域内で用途地域の指定のない区域
指定容積率(%)	50,60,80,100,150,200		100,150,200,300,400,500		100,150,200,300,400,500			50,60,80,100,150,200	100,150,200,300,400,500	200,300,400,500,600,700,800,900,1000,1100,1200,1300	100,150,200,300,400,500	100,150,200,300,400		※1 50,80,100,200,300,400
建蔽率(%)	30,40,50,60		50,60,80		50,60,80			30,40,50,60	60,80	80	50,60,80	50,60	30,40,50,60	※1 30,40,50,60,70

※1 特定行政庁が都市計画審議会の議を経て定めるもの。

④ 市街化区域と市街化調整区域

都市計画法では、都市地域のうちすでに市街地を形成している区域とおおむね10年以内に優先的かつ計画的に市街化を図るべき区域を「市街化区域」、市街化を抑制すべき区域を「市街化調整区域」として定めている。

市街化調整区域は市街化を抑制すべき区域という性格から、開発許可を受けた開発区域以外の区域で行われる建築物の新築、改築若しくは用途の変更は制限されている。



(3) 建築確認申請書の提出先

市町村の建築基準法担当課

ただし、建築確認・検査申請を民間の指定確認検査機関に提出する場合は、各機関の定めによる。

【県内の指定確認検査機関】

岡山県建築住宅センター(株)、日本ERI(株)岡山支店、ハウスプラス中国住宅保証(株)岡山支店、(株)西日本住宅評価センター岡山支店

3 土地取引及び施設・設備等の設置に関する届出等

法律等の名称	内容	届出等
工場立地法	工場立地（建ぺい率，緑地・環境施設の面積率）に係る環境保全	特定工場新設届 特定工場変更届
国土利用計画法	土地取引	土地売買等届
都市計画法	開発許可	開発許可申請
宅地造成等規制法	宅地造成に伴う災害防止	宅地造成に関する工事の許可申請 宅地造成工事等届
建築基準法	建築確認	確認申請
建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律	建築物の省エネ性能の規制	省エネ基準適合性判定
建設リサイクル法	特定建設資材の建設リサイクルの義務化	届
大気汚染防止法	ばい煙，揮発性有機化合物，粉じん，水銀等，有害大気汚染物質の排出等の規制	ばい煙発生施設等の設置届
岡山県環境への負荷の低減に関する条例	ばい煙，粉じん，有害ガス，ベンゼンの排出等の規制 水の排出の規制	ばい煙発生施設等の設置届
瀬戸内海環境保全特別措置法	瀬戸内海的环境保全（特定施設※の設置の規制） ※最大排出水量 50 m ³ /日以上	特定施設設置許可申請
水質汚濁防止法	水の排出，地下に浸透する水の浸透の規制	特定施設設置届 有害物質貯蔵指定施設設置届
土壌汚染対策法	土壌汚染対策	土地の形質変更の届
騒音規制法	騒音の規制	特定施設設置届
振動規制法	振動の規制	特定施設設置届
廃棄物の処理及び清掃に関する法律	廃棄物の適正な処理	産業廃棄物処理施設設置許可申請 一般廃棄物処理施設設置許可申請
ダイオキシン類対策特別措置法	ダイオキシン類の排出等の規制	特定施設設置届
企業立地に伴う環境保全事前審査制度	環境保全	工場建設・環境保全計画 公害防止協定
特定工場における公害防止組織の整備に関する法律	公害防止	公害防止統括者選任届 公害防止管理者選任届 公害防止主任管理者選任届

景観法	景観の形成	大規模行為届 景観モデル地区行為届
法律等の名称	内容	届出等
高圧ガス保安法	高圧ガスの製造・貯蔵等の規制	高圧ガス製造（許可・事業届） 貯蔵所設置（許可・届） 特定高圧ガス消費届
浄化槽法	浄化槽の設置	浄化槽設置届
法人税法	法人税に関する事	納税地異動届 給与支払事務所等の移転届 給与支払事務所等の開設届
地方税法	県税に関する事	法人の設立届 法人の従たる事務所等の設置届 不動産取得税土地家屋申告
	市町村税に関する事	法人設立・事業所開設届
水道法	水道の使用開始	専用水道設置確認申請 簡易専用水道設置届
	危険物施設の規制	危険物製造所設置許可 貯蔵所設置許可 取扱所設置許可
労働安全衛生法	労働者の安全衛生	衛生管理者，安全管理者，産業医選任報告 ボイラー設置届
労働基準法	労働者の就業	就業規則届 時間外労働・休日労働に関する協定届
労働保険の保険料の徴収等に関する法律	労災・雇用保険	労働保険関係成立届 雇用保険適用事業所設置届
健康保険法 厚生年金保険法	健康保険，厚生年金	新規適用届 被保険者資格取得届 健康保険被扶養者（異動）届
会社法 不動産登記法	登記	本店移転登記申請 建物表題登記申請 土地所有権移転登記申請

※この他にも許可等を必要とする場合があります。

II 企業立地に係る環境保全対策

1 工場等の立地に係る環境アセスメント

環境影響評価（環境アセスメント）：<https://www.pref.okayama.jp/page/detail-4636.html>

(1) 環境影響評価制度（環境アセスメント制度）

事業者が事業内容等，その詳細を決めるに当たって，あらかじめ，その事業が環境にどのような影響を及ぼすのか事業者自らが調査，予測評価を行い，周辺住民や市町村長などからの環境保全上の見地からの意見を踏まえて環境に配慮した事業計画とする一連の手続きをいう。

(2) 対象事業

事業規模が大きく，環境影響の程度が著しいものとなるおそれがある事業を対象事業としている。

事業区分	対象規模	
製造業等に係る工場又は事業場の新設又は増設	特別地域を含む区域（*）	改変面積 10ha 以上
	特別地域を含まない区域（*）	改変面積 50ha 以上
	最大排ガス量 10 万 Nm ³ /時以上	
	平均排水量 1 万 m ³ /日以上	

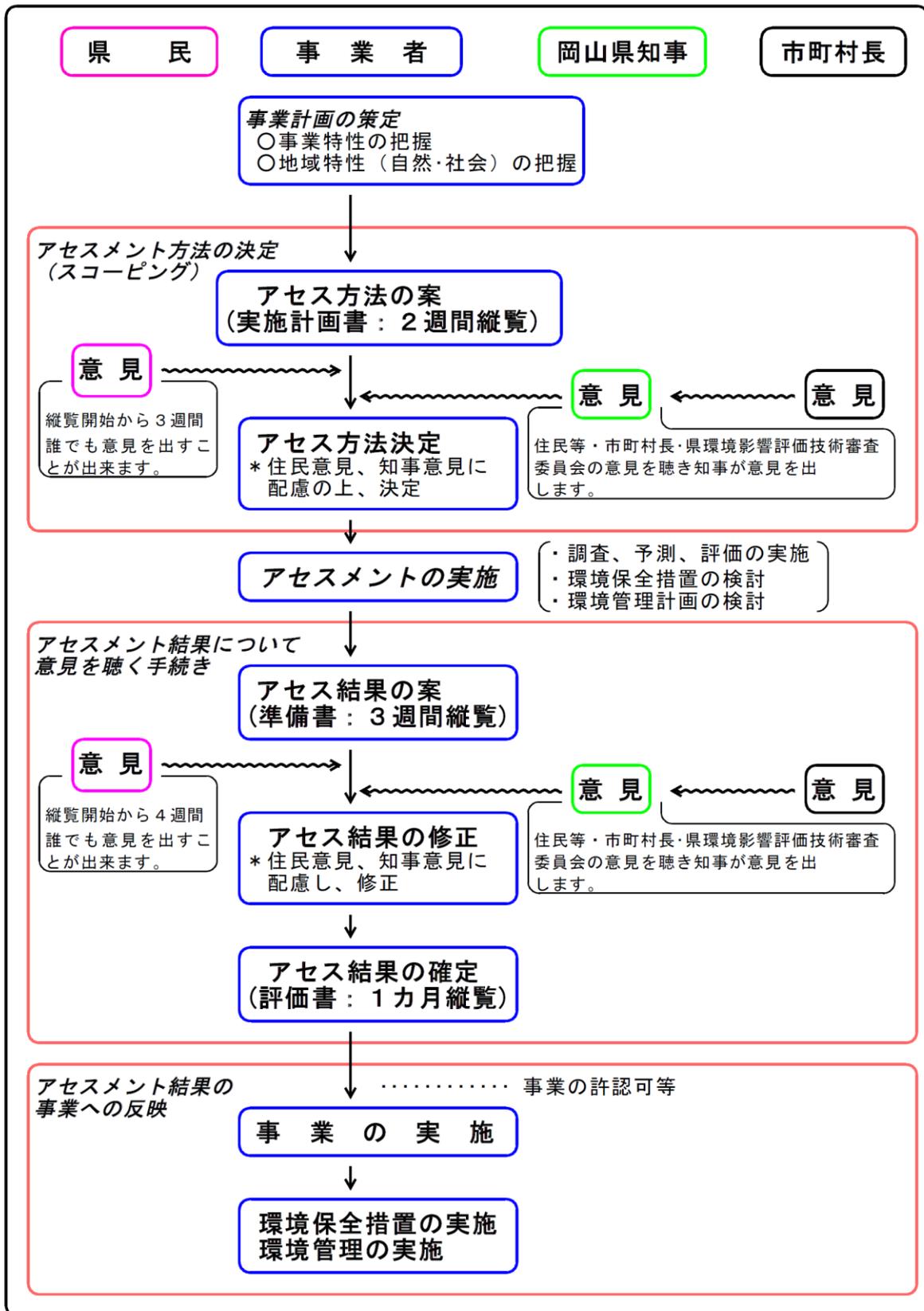
（*）特別地域：国立公園，国定公園，県立自然公園，原生自然環境保全地域，自然環境保全地域，環境緑地保護地域，郷土自然保護地域，郷土記念物，生息地等保護区，鳥獣保護区の区域（以上の区域についてはその周囲200mを含む。），市街化調整区域（地区計画区域を除く。）及び知事が指定する区域をいう。

(3) 環境影響評価等の対象とする環境要素

環境要素は，事業特性及び地域特性を勘案して選定する。

環境の自然的構成要素の良好な状態の保持	大気環境	大気質
		騒音
		振動
		悪臭
		低周波音・その他
	水環境	水質
		水底の底質
		地下水の水質及び水位
		その他
	土壌環境・その他の環境	地形及び地質
		地盤
		土壌
		日照障害
		電波障害
光害 反射光		
生物の多様性の確保及び自然環境の体系的保全	動物	
	植物	
	生態系	
地域の景観の保全及び人と自然との豊かな触れ合いの確保	景観	
	人と自然との触れ合いの活動の場	
	文化財・天然記念物・その他	
環境への負荷の低減	廃棄物等	
	温室効果ガス等	

(4) 環境影響評価の手続きの流れ



(5) 相談窓口

岡山県環境文化部環境企画課

2 土壌関係の規制

土壌汚染対策：<https://www.pref.okayama.jp/page/614102.html>

(1) 土壌汚染対策法

土地の土壌汚染を見つけるための調査や、汚染が見つかったときにその汚染によって健康に悪い影響が生じないように、土壌汚染のある土地の適切な管理の仕方について定めている。

(2) 特定有害物質

土壌や地下水に含まれることが原因で人の健康に被害を生ずるおそれがある次の26物質が定められている。

第一種特定有害物質 (揮発性有機化合物)	クロロエチレン
	四塩化炭素
	1,2-ジクロロエタン
	1,1-ジクロロエチレン
	1,2-ジクロロエチレン
	1,3-ジクロロプロペン
	ジクロロメタン
	テトラクロロエチレン
	1,1,1-トリクロロエタン
	1,1,2-トリクロロエタン
	トリクロロエチレン
	ベンゼン
	第二種特定有害物質 (重金属等)
六価クロム化合物	
シアン化合物	
水銀及びその化合物	
セレン及びその化合物	
鉛及びその化合物	
砒素及びその化合物	
ふっ素及びその化合物	
ほう素及びその化合物	
第三種特定有害物質 (農薬等/農薬+ PCB)	シマジン
	チオベンカルブ
	チウラム
	ポリ塩化ビフェニル(PCB)
	有機りん化合物

(3) 届出時期

根拠法令	届出が必要な場合	届出時期
土壌汚染対策法	一定規模以上の土地の形質の変更(工事)を行うとき	工事着手の30日前まで

(4) 提出先及び相談窓口

岡山市の区域：岡山市環境局環境部環境保全課

倉敷市の区域：倉敷市環境リサイクル局環境政策部環境政策課

その他の区域：備前県民局地域政策部環境課

備中県民局地域政策部環境課

美作県民局地域政策部環境課

3 大気関係の規制

大気規制：<https://www.pref.okayama.jp/page/detail-82311.html>

(1) 大気汚染防止法

工場及び事業場における事業活動及び建築物等の解体等に伴うばい煙、揮発性有機化合物、粉じん及び水銀等の排出等を規制する。

法に定める規制対象物質と規制方式

対象物質		対象施設	規制方式等	義務・命令等
ばい煙	硫黄酸化物	ばい煙発生施設 (ボイラー等)	【排出基準(直罰)】 施設ごとのK値規制 【総量規制基準(直罰)】 倉敷市及び備前市内(一部地域)の大規模工場等に対する排出総量規制 【燃料使用基準】 倉敷市及び備前市内(一部地域)の小規模工場等に対する燃料中の硫黄分に関する規制	届出義務 測定義務 排出制限 改善命令等 【事故時の措置】 応急措置復旧義務 通報義務 措置命令等
	ばいじん		【排出基準(直罰)】 施設ごとの排出口における濃度規制	
	有害物質 (窒素酸化物, カドミウム等5物質)		【排出基準(直罰)】 物質ごとに施設ごとの排出口における濃度規制	
揮発性有機化合物		揮発性有機化合物排出施設 (塗装施設等)	【排出基準】 施設ごとの排出口における濃度規制	届出義務 測定義務 排出基準遵守義務 改善命令等
粉じん	一般粉じん (セメント, 鉱物等)	一般粉じん発生施設 (コークス炉等)	【構造・使用・管理基準】 施設ごとの構造・使用・管理基準	届出義務 構造・使用・管理 基準遵守義務 基準適合命令等
	特定粉じん (石綿)	特定粉じん発生施設 (石綿製品製造施設)	【敷地境界基準】 工場等の敷地境界上における大気中の石綿濃度規制	届出義務 測定義務 敷地境界基準遵守義務 改善命令等
		特定粉じん排出等作業 (石綿を使用している 建築物の解体等)	【作業基準】 作業の種類ごとの作業基準	届出義務 作業基準遵守義務 作業基準適合命令等
水銀等 (水銀及びその化合物)	水銀排出施設 (石炭燃焼ボイラー等)	【排出基準】 施設ごとの排出口における濃度規制	届出義務 測定義務 排出基準遵守義務 改善命令等	
	要排出抑制施設 (焼結炉等)	【自主管理基準】 排出口における濃度自主規制	自主管理基準の設定 測定 取組実施状況公表等	
有害大気汚染物質 (ベンゼン等3物質)		指定物質排出施設 (ベンゼン乾燥施設等)	【指定物質抑制基準】 物質ごとに施設ごとの排出口における濃度自主規制	排出状況の把握 排出抑制勧告等
特定物質 (アゾニア等28物質)		特定施設		【事故時の措置】 応急措置復旧義務 通報義務 措置命令等

(2) 岡山県環境への負荷の低減に関する条例

法に基づく規制のほか、ばい煙、粉じん、有害ガス及びベンゼンの排出等を規制する。

条例に定める規制対象物質と規制方式

対象物質		対象施設	規制方式等	義務・命令等
ばい煙	硫黄酸化物	ばい煙発生施設 (ベンガラの製造の用に供する焙焼炉)	【排出基準(直罰)】 施設ごとのK値規制	届出義務 測定義務 排出制限 改善命令等 【事故時の措置】 応急措置復旧義務 通報義務 措置命令等
	ばいじん	ばい煙発生施設 (ベンガラの製造の用に供する焙焼炉)	【排出基準(直罰)】 施設ごとの排出口における濃度規制	
	ばい煙有害物質 (窒素酸化物)	ばい煙発生施設 (ピクリン酸製造用の反応施設, 金属の表面処理施設)		
	ばい煙有害物質 (カドミウム, 塩素, 塩化水素, ふっ素, 鉛等)	ばい煙発生施設 (ガラス熔融炉, カドミウム乾燥施設等)	【排出基準(直罰)】 施設ごとの排出口における濃度規制	
粉じん	粉じん発生施設 (セメントサイロ, バックチャープラント)	【構造・使用・管理基準】 施設ごとの構造等の基準による規制	届出義務 構造等基準遵守義務 基準適合命令等	
有害ガス (アクリロニトリル, アセトニトリル等)	有害ガス発生施設 (化学工業品製造用の反応施設, 合成施設等)	【排出基準(直罰)】 物質ごとの排出口における濃度規制	届出義務 測定義務 排出制限 改善命令等 【事故時の措置】 応急措置復旧義務 通報義務 措置命令等	
ベンゼン	ベンゼン等排出施設 (ベンゼンの製造施設, 貯蔵施設等)	【削減計画】	届出義務 測定・報告義務 計画作成・対策実施・報告義務 指導・助言・氏名公表	

(3) ダイオキシン類対策特別措置法

工場及び事業場における事業活動に伴うダイオキシン類の排出等を規制する。

法に定める規制対象物質と規制方式

対象物質	対象施設	規制方式等	義務・命令等
ダイオキシン類	特定施設 (廃棄物焼却炉等)	【排出基準(直罰)】 施設ごとの排出規制	届出義務 測定義務 排出制限 改善命令等 【事故時の措置】 応急措置復旧義務 通報義務 措置命令等

(4) 届出時期

根拠法令	施設	届出の種類	届出の時期
大気汚染防止法	ばい煙発生施設 揮発性有機化合物排出施設 一般粉じん発生施設 特定粉じん発生施設 水銀排出施設	設置届出	・設置工事に着手する60日前まで ・一般粉じん発生施設は、設置工事に着手する前まで
岡山県環境への負荷の低減に関する条例	ばい煙発生施設 粉じん発生施設 有害ガス発生施設 ベンゼン等排出施設	設置届出	・設置工事に着手する60日前まで ・ベンゼン等排出施設は、設置工事に着手する前まで
ダイオキシン類対策特別措置法	特定施設 (廃棄物焼却炉等)	設置届出	・設置工事に着手する60日前まで

(5) 提出先

岡山市の区域：岡山市環境局環境部環境保全課

倉敷市の区域：倉敷市環境リサイクル局環境政策部環境政策課

その他の区域：備前県民局地域政策部環境課

備中県民局地域政策部環境課

美作県民局地域政策部環境課

4 水質関係の規制

水質関係法令の手引き：<https://www.pref.okayama.jp/page/610086.html>

水質関係法令の申請・届出様式：<https://www.pref.okayama.jp/page/detail-32336.html>

(1) 水質汚濁防止法

工場及び事業場から公共用水域に排出される水の排出及び地下に浸透する水の浸透を規制する。

① 排水基準

排水基準を定める省令（一律排水基準）及び規定に基づく排水基準を定める条例（上乘せ排水基準）によって定めている。

② 総量規制

指定地域内の特定事業場で、日平均排水量 50m³以上のもの（以下「指定地域内事業場」という。）から排出される排出水の汚濁負荷量について、総量規制基準を定めている。

(2) 瀬戸内海環境保全特別措置法（以下「瀬戸内法」という。）

特定施設の設置の規制，富栄養化による被害の発生防止，自然海浜の保全等に関し特別の措置を講ずることにより，瀬戸内海の環境の保全を図る。

① 適用区域

県内すべてが対象。

② 特定施設の設置等に係る許可申請・事前評価

水質汚濁防止法の特定施設又はダイオキシン類対策特別措置法の水質基準対象施設を設置し、日最大排水量50m³以上の特定事業場については、一部の特定施設（みなし指定地域特定施設及び地方公共団体が設置するし尿処理施設等）を除き、瀬戸内法に基づく手続（許可又は届出）が必要となる。特に、特定施設の設置や構造等の変更をしようとする場合は、環境に及ぼす影響について事前評価を行い、その結果を記載した書面（環境影響事前評価書）を許可申請書に添付する。

③ 水濁法等の適用関係

瀬戸内法の適用を受ける工場又は事業場については、水濁汚濁防止法、ダイオキシン類対策特別措置法等の届出関係等の条項と瀬戸内法の許可・届出関係等の条項が実質的に重複する場合があります、この場合は、水濁汚濁防止法、ダイオキシン類対策特別措置法等の届出関係等の条項を適用しない。

(3) 岡山県環境への負荷の低減に関する条例

他の法令又は条例に定めがあるもののほか、公害の防止のための規制の措置その他の事業活動及び日常生活における環境への負荷の低減に関し必要な事項を定める。

① 排水基準

「岡山県環境への負荷の低減に関する条例に基づく排出基準，構造等の基準及び排水基準」によって定めている。

(4) ダイオキシン類対策特別措置法

工場及び事業場に設置されている特定施設から公共用水域に排出される水の排出を規制する。また、特定施設の設置者は、特定施設から排出される水に含まれるダイオキシン類について、年1回以上自主測定し、その結果を報告することが義務付けられている。

① 排出基準

「ダイオキシン類対策特別措置法施行規則」によって定められている。

(5) 申請・届出時期

根拠法令	申請・届出が必要な場合	申請・届出の種類	申請・届出時期
水質汚濁防止法	<ul style="list-style-type: none"> ・「特定施設」を設置しようとするとき ・地下浸透に係る「有害物質使用特定施設」を設置しようとするとき ・「有害物質貯蔵指定施設」を設置しようとするとき 	特定施設(有害物質貯蔵指定施設)設置届出	工事着手予定日の60日前まで
瀬戸内海環境保全特別措置法	<ul style="list-style-type: none"> ・「特定施設」を設置しようとするとき(日最大排水量が50m³/日以上の場合) ・水質汚濁防止法の特定事業場で、水量増等により、日最大排水量が50m³以上になるとき 	特定施設設置許可	あらかじめ(許可後に工事着工が可能)
岡山県環境への負荷の低減に関する条例	<ul style="list-style-type: none"> ・「特定施設」を設置しようとするとき 	特定施設設置届出	工事着手予定日の60日前まで
ダイオキシン類対策特別措置法	<ul style="list-style-type: none"> ・「特定施設」を設置しようとするとき 	特定施設設置届出	設置工事に着手する60日前まで

(6) 提出先

岡山市の区域：岡山市環境局環境部環境保全課

倉敷市の区域：倉敷市環境リサイクル局環境政策部環境政策課

その他の区域：備前県民局地域政策部環境課（※）

備中県民局地域政策部環境課（※）

美作県民局地域政策部環境課（※）

※瀬戸内海環境保全特別措置法は岡山県環境文化部環境管理課

② 振動に係る指定地域（令和4年4月1日現在）

国土地理院承認 平14総複 第149号



 振動規制法に係る指定地域（23市町）
※着色部のうち、工業専用地域を除く。

(3) 工場・事業場に係る規制

指定地域内において、著しい騒音・振動を発生する施設として定められた「特定施設」が設置されている工場・事業場は、「特定工場等」となる。

特定工場等から発生する騒音・振動については、「規制基準」が定められており、特定工場等の敷地境界上において規制基準を遵守しなければならない。

(4) 特定施設

① 騒音に係る特定施設

		特定施設の種類	規模要件
1	金属加工 機 械	イ 圧延機械	原動機の定格出力の合計が 22.5kW 以上のものに限る。
		ロ 製管機械	すべて
		ハ ベンディングマシン	ロール式のものであって、原動機の定格出力が 3.75kW 以上のものに限る。
		ニ 液圧プレス	矯正プレスを除く。
		ホ 機械プレス	呼び加圧能力が 294kN 以上のものに限る。
		ヘ せん断機	原動機の定格出力が 3.75kW 以上のものに限る。
		ト 鍛造機	すべて
		チ ワイヤフォーミングマシン	すべて
		リ プラスト	タンプラスト以外のものであって、密閉式のものを除く。
		ヌ タンブラー	すべて
		ル 切断機	といしを用いるものに限る。
2	空気圧縮機及び送風機		原動機の定格出力が 7.5kW 以上のものに限る。
3	土石用又は鉱物用の破碎機、摩砕機、ふるい及び分級機		原動機の定格出力が 7.5kW 以上のものに限る。
4	織機		原動機を用いるものに限る。
5	建設用資材 製造機械	イ コンクリートプラント	気ほうコンクリートプラントを除き、混練機の混練容量が 0.45m ³ 以上のものに限る。
		ロ アスファルトプラント	混練機の混練重量が 200kg 以上のものに限る。
6	穀物用製粉機		ロール式のものであって、原動機の定格出力が 7.5kW 以上のものに限る。
7	木材加工 機 械	イ ドラムバーカー	すべて
		ロ チッパー	原動機の定格出力が 2.25kW 以上のものに限る。
		ハ 碎木機	すべて
		ニ 帯のご盤	製材用のものにあつては原動機の定格出力が 15kW 以上のもの、木工用のものにあつては原動機の定格出力が 2.25kW 以上のものに限る。
		ホ 丸のご盤	原動機の定格出力が 2.25kW 以上のものに限る。
ヘ かな盤	原動機の定格出力が 2.25kW 以上のものに限る。		
8	抄紙機		すべて
9	印刷機械		原動機を用いるものに限る。
10	合成樹脂用射出成形機		すべて
11	鋳造型機		ジョルト式のものに限る。

② 振動に係る特定施設

		特定施設の種類	規模要件等
1	金属加工 機 械	イ 液圧プレス	矯正プレスを除く。
		ロ 機械プレス	すべて
		ハ せん断機	原動機の定格出力が 1kW 以上のものに限る。
		ニ 鍛造機	すべて
		ホ ワイヤフォーミングマシン	原動機の出力が 37.5kW 以上のものに限る。
2	圧縮機		原動機の定格出力が 7.5kW 以上のものに限る。
3	土石用又は鉱物用の破碎機、磨砕機、ふるい及び分級機		原動機の定格出力が 7.5kW 以上のものに限る。
4	織機		原動機を用いるものに限る。
5	コンクリートブロックマシン		原動機の定格出力の合計が 2.95kW 以上のものに限る。
	コンクリート管製造機械及び コンクリート柱製造機械		原動機の定格出力の合計が 10kW 以上のものに限る。
6	木材加工 機 械	イ ドラムバーカー	すべて
		ロ チッパー	原動機の定格出力が 2.2kW 以上のものに限る。
7	印刷機械		原動機の定格出力が 2.2kW 以上のものに限る。
8	ゴム練用又は 合成樹脂練用のロール機		カレンダーロール機以外のもので、原動機の定格出力が 30kW 以上のものに限る。
9	合成樹脂用射出成形機		すべて
10	鋳造型機		ジョルト式のものに限る。

(5) 工場・事業場の規制基準

騒音	時間区分		第1種区域	第2種区域	第3種区域	第4種区域
	昼間	7:00~20:00	50 デシベル	60 デシベル	65 デシベル	70 デシベル
	朝・夕	5:00~7:00 20:00~22:00	45 デシベル	50 デシベル	60 デシベル	65 デシベル
	夜間	22:00~ 翌日の5:00	40 デシベル	45 デシベル	50 デシベル	55 デシベル
振動	時間区分		第1種区域		第2種区域	
	昼間	7:00~20:00	60 デシベル		65 デシベル	
	夜間	20:00~ 翌日の7:00	55 デシベル		60 デシベル	

備考

第2種区域、第3種区域又は第4種区域の区域内に所在する次に掲げる施設の敷地の周囲 50メートルの区域における当該基準は、当該各欄に掲げる値から5デシベルを減じた値とする。(※は、笠岡市、井原市、総社市、高梁市、備前市、赤磐市、真庭市、美作市、浅口市に係る区域を除く。)

- 1 学校教育法(昭和22年法律第26号)第1条に規定する学校
- 2 児童福祉法(昭和22年法律第164号)第7条第1項に規定する保育所
- 3 医療法(昭和23年法律第205号)第1条の5第1項に規定する病院及び同条第2項に規定する診療所のうち患者を入院させるための施設を有するもの
- 4 図書館法(昭和25年法律第118号)第2条第1項に規定する図書館
- 5 老人福祉法(昭和38年法律第133号)第5条の3に規定する特別養護老人ホーム
- 6^{*} 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律(平成18年法律第77号)第2条第7項に規定する幼保連携型認定こども園

(6) 届出時期

根拠法令	届出が必要な場合	届出の種類	届出時期
騒音規制法 振動規制法	指定地域内に特定施設を設置しようとするとき	特定施設設置届出	設置工事の開始の日の30日前まで

(7) 提出先

各市町の環境保全担当課

6 悪臭の規制

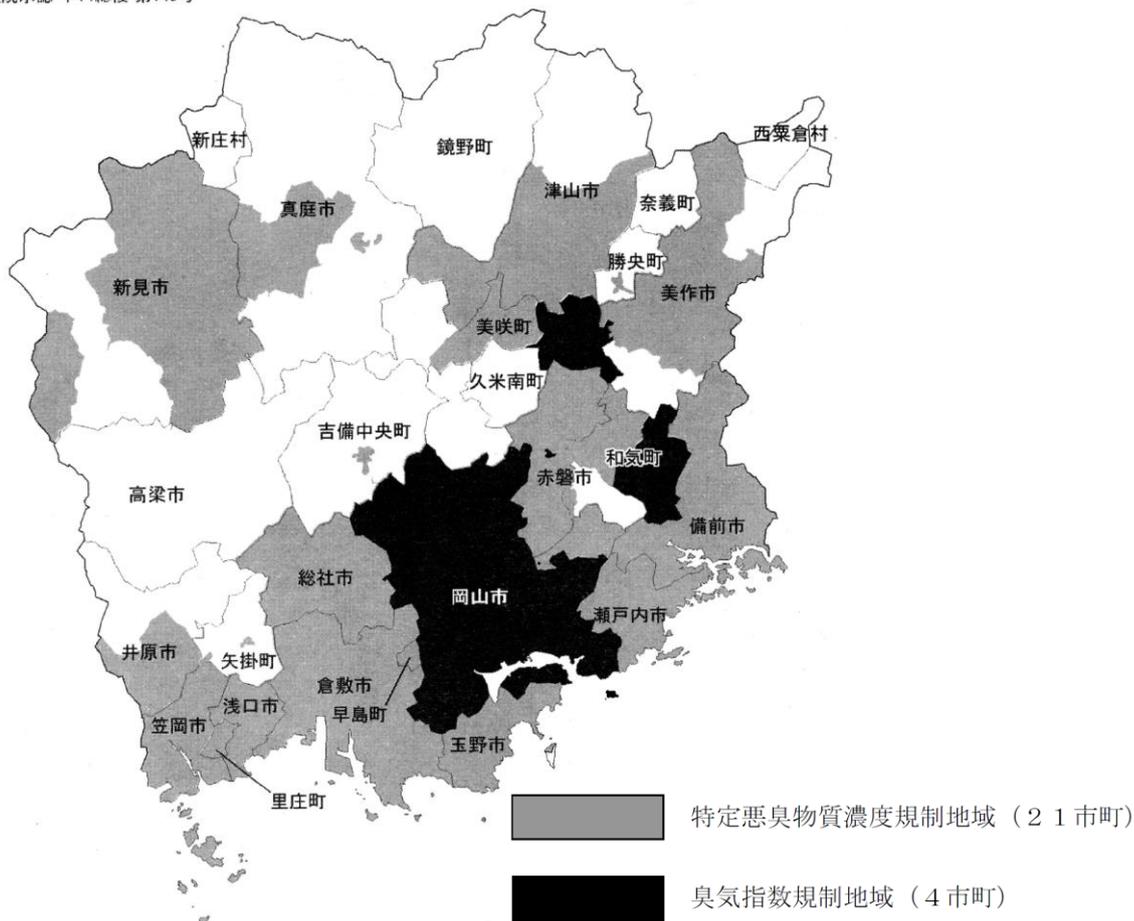
悪臭規制：<https://www.pref.okayama.jp/page/detail-67099.html>

(1) 悪臭防止法

工場その他の事業場における事業活動に伴って発生する悪臭について規制する。

(2) 悪臭に係る規制地域（令和4年4月1日現在）

国土地理院承認 平14総複 第149号



※ 岡山市、赤磐市、美咲町及び和気町は、特定悪臭物質濃度規制及び臭気指数規制の両方の規制地域が混在する。

(3) 規制対象

業種や規模を問わず、規制地域内にある全ての工場その他の事業場

【規制対象にならないもの】

- ・自動車、船舶、飛行機などの移動発生源
- ・下水道の排水管、排水渠
- ・建設工事、浚渫、埋立等のために一時的に設置される作業場
- ・その他、一般に事業場の通念に含まれないもの

(4) 規制方法

悪臭規制は、次の2つの規制方法がある。

特定悪臭物質濃度規制：濃度により、特定悪臭物質として定められた22物質を規制する。

臭気指数規制：人間の嗅覚を用いて悪臭の程度を数値化した「臭気指数」により、全てのにおい物質を規制する。

(5) 相談窓口

市町村の環境保全担当課

7 産業廃棄物の処理に関する規制

産業廃棄物ハンドブック：<https://www.pref.okayama.jp/page/detail-99451.html>

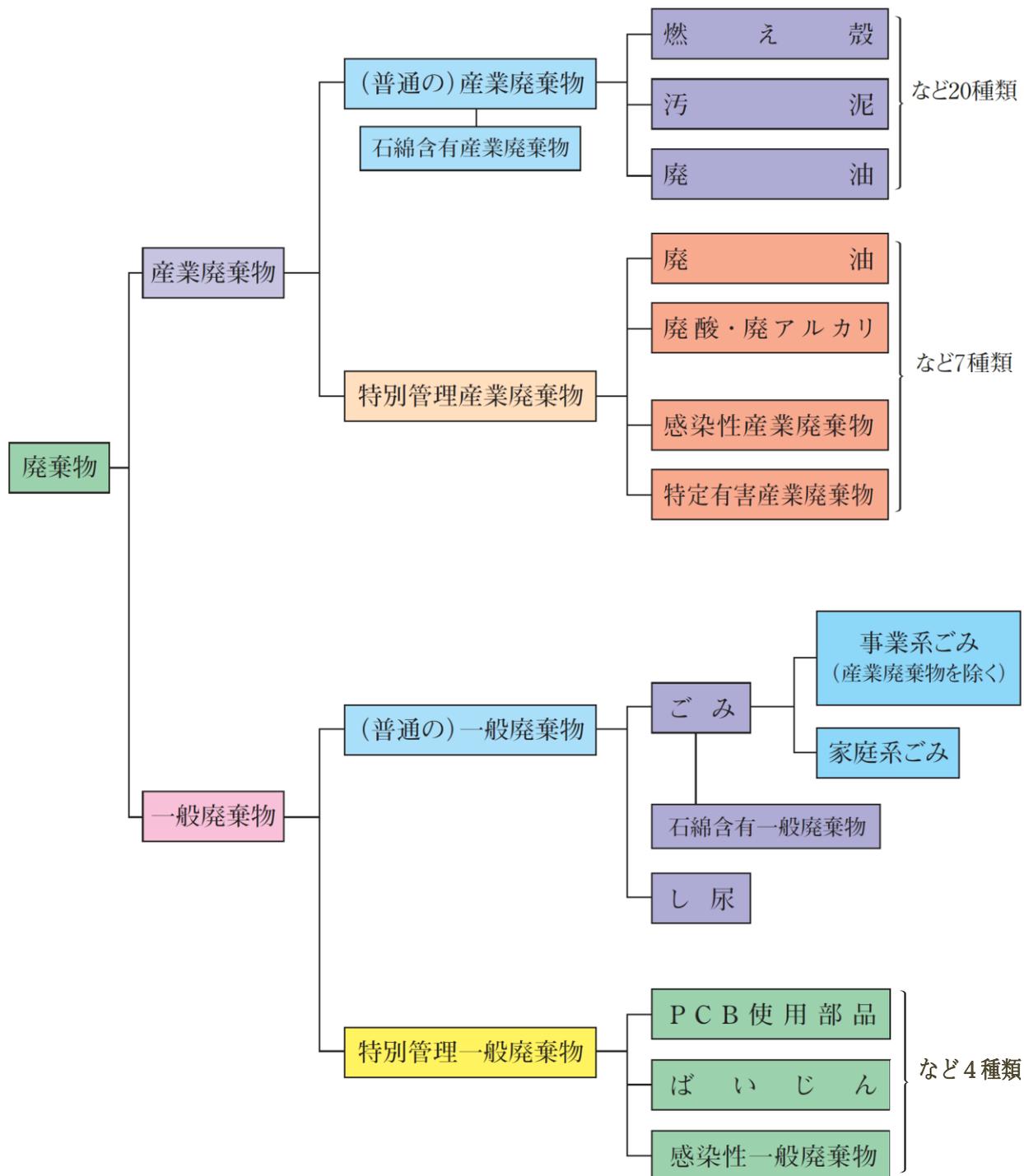
(1) 廃棄物処理法

廃棄物の適正な処理等について規定している。

「廃棄物」とは、ごみ、粗大ごみ、燃え殻、汚泥、ふん尿、廃油、廃酸、廃アルカリ、動物の死体その他の汚物又は不要物であって、固形状又は液状のものと定められている。

廃棄物は、排出状況により、一般廃棄物と産業廃棄物に大別され、有害性などにより更に細かく規定されている。

(2) 廃棄物の分類



(3) 産業廃棄物の種類

① 産業廃棄物

種 類	例
1 燃 え 殻	石炭がら、焼却炉の残灰、炉清掃排出物、その他の焼却残さ
2 汚 泥	工場排水などの処理後に残る泥状のもの、各種製造業の製造工程で出る泥状のもの、活性汚泥法による処理後の汚泥、パルプ廃液汚泥、動植物性原料使用工程の排水処理汚泥、生コン残さ、無機性汚泥、建設汚泥など
3 廃 油	鉱物性油、動植物性油、潤滑油、絶縁油、洗浄油、切削油、溶剤、タールピッチなど
4 廃 酸	廃硫酸、廃塩酸、各種の有機廃酸類などすべての酸性廃液
5 廃 アルカリ	廃ソーダ液、金属せっけん液などすべてのアルカリ性廃液
⑥ 廃プラスチック類	合成樹脂くず、合成繊維くず、合成ゴムくず、廃タイヤなど固形状・液状のすべての合成高分子系化合物
7 紙 く ず (※)	紙くず、板紙くずなど〔建設業に係るもの（工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたものに限る。）、パルプ、紙又は紙加工品の製造業、新聞業（新聞巻取紙を使用して印刷発行を行うものに限る。）、出版業（印刷出版を行うものに限る。）、製本業及び印刷物加工業に係るもの並びにPCB（ポリ塩化ビフェニル）が塗布され、又は染み込んだものに限る。〕
8 木 く ず (※)	木くず、おがくず、パーク類など〔建設業に係るもの（工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたものに限る。）、木材又は木製品の製造業（家具の製造業を含む。）、パルプ製造業、輸入木材の卸売業及び物品賃貸業に係るもの、貨物の流通のために使用したパレット（パレットへの貨物の積付けのために使用したこん包用の木材を含む。）並びにPCBが染みこんだものに限る。〕
9 織 維 く ず (※)	木綿くず、羊毛くずなどの天然繊維くずなど〔建設業に係るもの（工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたものに限る。）、繊維工業（衣服その他の繊維製品製造業を除く。）に係るもの及びPCBが染み込んだものに限る。〕
10 動植物性残さ (※)	あめかす、のりかす、醸造かす、発酵かす、魚及び獣のあらなど（食料品製造業、医薬品製造業又は香料製造業において原料として使用した動物又は植物に係る固形状の不要物）
11 動物系固形不要物(※)	牛の頭部、脊髄、回腸など（と畜場においてとさつし、又は解体した獣畜及び食鳥処理場において食鳥処理した食鳥に係る固形状の不要物）
⑫ ゴ ム く ず	天然ゴムくずのみ
⑬ 金 属 く ず	鉄鋼又は非鉄金属の研磨くず、切削くずなど
⑭ ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず	ガラスくず、レンガくず、コンクリートくず（工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたものを除く。）、コンクリート製品くず、廃石膏ボード（☆）など
15 鉱 さ い	高炉、転炉、電気炉などの残さい、キューボラのノロ、ボタ、不良鉱石、不良石炭、粉炭かす、鋳物砂など
⑯ が れ き 類	工作物の新築、改築又は除去に伴って生ずるコンクリートの破片、アスファルトの破片、レンガの破片、その他これに類する不要物
17 動物のふん尿(※)	牛、馬、豚、鶏などのふん尿（畜産農業に係るものに限る。）
18 動物の死体(※)	牛、馬、豚、鶏などの死体（畜産農業に係るものに限る。）
19 ば い じ ん	大気汚染防止法第2条第2項に規定するばい煙発生施設又は汚泥、廃油、廃酸、廃アルカリ、廃プラスチック類などの焼却施設において発生するばいじんであって、集じん施設によって集められたもの
20 処 理 物	上記1～19に掲げる産業廃棄物を処分するために処理したものであって、これらの産業廃棄物に該当しないもの
輸 入 廃 棄 物	輸入された廃棄物（上記の1～20及び政令第2条の2、第2条の3に規定する「航行廃棄物」及び「携帯廃棄物」を除く。）

- 備考 1 ○印は、「安定型産業廃棄物」といいます。
 2 (※)印については、業種の限定があります。
 3 (☆)印の廃石膏ボードについては、平成19年4月から安定型最終処分場への埋立が禁止されました。（管理型最終処分場への埋立が必要）
 4 木くずのうち、「物品賃貸業に係るもの」及び「貨物の流通のために使用したパレット」については、平成20年4月1日から産業廃棄物に追加されています。
 5 工作物の新築、改築又は除去に伴って生じた産業廃棄物であって、石綿をその重量の0.1パーセントを超えて含有するものを「石綿含有産業廃棄物」といいます。

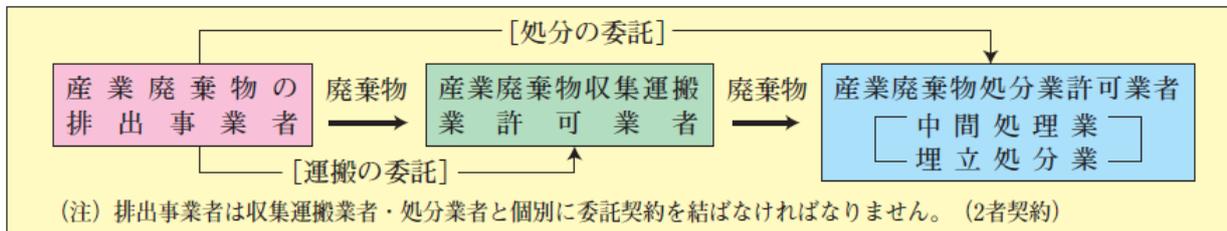
② 特別管理産業廃棄物

種 類	具 体 例	
廃 油	揮発油類, 灯油類, 軽油類 (燃焼しやすいもの: おおむね引火点 70℃以下)	
廃 酸	水素イオン濃度指数 (pH) が 2.0 以下の廃酸 (著しい腐食性を有する廃酸)	
廃 アルカリ	水素イオン濃度指数 (pH) が 12.5 以上の廃アルカリ (著しい腐食性を有する廃アルカリ)	
感染性産業廃棄物	医療機関等から排出される, 使用済みの注射針などの感染性病原体を含むか又はそのおそれのある産業廃棄物	
特 定 有 害 産 業 廃 棄 物	廃 PCB 等	廃 PCB 及び PCB を含む廃油
	PCB 汚染物	<ul style="list-style-type: none"> PCB が塗布されたり, 染み込んだ汚泥・紙くず・木くず・繊維くず PCB が付着したり, 封入された廃プラスチック類・金属くず・陶磁器くず・がれき類
	廃水銀等及び当該廃水銀等を処分するために処理したもの	廃水銀等 (廃水銀及び廃水銀化合物であって, 人の健康又は生活環境に係る被害を生ずるおそれがある性状を有するものとして環境省令で定めるもの) 及び当該廃水銀等を処分するために処理したもの (環境省令で定める基準に適合しないもの)
	廃石綿等	<ul style="list-style-type: none"> 建築物から除去された飛散性の吹き付け石綿 建築物から除去された石綿を含む保温材 (石綿保温材, けいそう土保温材及びパーライト保温材並びにこれと同等以上に飛散性のある保温材, 断熱材及び耐火被覆材) 石綿建材除去工事において用いられ, 廃棄されたプラスチックシート, 防じんマスク, 作業衣その他の用具又は器具で, 石綿が付着しているおそれのあるもの 大気汚染防止法第 2 条第 11 項に規定する特定粉じん発生施設を有する事業場の集じん装置で集められた飛散性の石綿など
廃棄物	<p>燃え殻, 汚泥, 廃油, 廃酸, 廃アルカリ, 銻さい, ばいじん又は表 1 の 20 に掲げる産業廃棄物のうち, 政令で定められた特定施設等から排出されるものであって, 有害物質 (※) について, 環境省令で定める基準に適合しないもの</p> <p>(※) アルキル水銀化合物, 水銀又はその化合物, カドミウム又はその化合物, 鉛又はその化合物, 有機磷化合物, 六価クロム化合物, 砒素又はその化合物, シアン化合物, PCB, トリクロロエチレン, テトラクロロエチレン, シクロロメタン, 四塩化炭素, 1・2-ジクロロエタン, 1・1-ジクロロエチレン, シス-1・2-ジクロロエチレン, 1・1・1-トリクロロエタン, 1・1・2-トリクロロエタン, 1・3-ジクロロプロペン, チウラム, シマジン, チオベンカルブ, ベンゼン, セレン又はその化合物, 1・4-ジオキサン, ダイオキシン類</p>	
ばいじん	輸入廃棄物の焼却に伴って排出され, 集じん施設で集められたもので環境省令で定める基準に適合しないもの	
ダイオキシン類	ダイオキシン類対策特別措置法第 2 条第 2 項に規定される特定施設 (廃棄物焼却炉) から排出され, ダイオキシン類を 1 グラムにつき 3 ナノグラムを超えて含む燃え殻, ばいじん及び汚泥 (廃ガス洗浄施設を有するもの) (輸入廃棄物の焼却に限る。)	

(4) 委託処理

事業者処理責任の原則を補完する方法として、事業者が自ら処理できないときには、委託基準に従って、県知事等の許可を受けた産業廃棄物処理業者（収集運搬業者及び処分業者）にその事業の範囲に含まれる産業廃棄物の処理を委託できる。

【委託の形態】



(5) 産業廃棄物処理施設

産業廃棄物処理施設を設置（構造又は規模の変更を含む。）しようとする者は、県知事等の許可を受ける必要がある。

(6) 相談窓口

岡山市の区域：岡山市環境局環境部産業廃棄物対策課

倉敷市の区域：倉敷市環境リサイクル局リサイクル推進部産業廃棄物対策課

その他の区域：備前県民局地域政策部環境課

備中県民局地域政策部環境課

美作県民局地域政策部環境課

8 環境法令手続調査と環境保全協定

県営団地（岡山市及び倉敷市内の団地を除く）では、スムーズな工場建設のため、企業から工場建設計画を事前に提出いただき、環境関係法令に基づく手続きを確認し、工事着工前に企業に伝える環境法令手続調査を実施している。

調査結果を踏まえ、企業は市町村と協議のうえ、必要に応じ環境保全に関する協定を締結する。

なお、岡山リサーチパーク（岡山市）及び玉島ハーバーアイランド（倉敷市）は、各市の取り扱いによる。

また、市町村営団地等団地及び民有地へ立地する場合は、各市町村の取り扱いによる。

（1）工場建設・環境保全計画書

スムーズな工場建設のため、企業の事業概要等を事前に把握し、環境法令に基づく必要な手続きを企業に伝達するため、次の書類を岡山県企業誘致・投資促進課へ1部提出する。

・工場建設計画・環境保全計画書

<記載項目>

事業内容

敷地面積

工場建設計画

主たる設備

作業工程図

使用する原材料等

廃棄物対策の概要

緑化

光害 等

（2）環境保全対策の聴取

必要があると認めるときは、環境保全対策等について企業から聴取を行う。

（3）環境保全協定の締結

- ① 環境法令手続調査を踏まえ、協定の締結の必要性等について、企業と市町村で協議
- ② 協定締結
- ③ 工場建設着手

工場建設計画の事前確認により、環境法令に関する手続きをお知らせします。



Ⅲ 工場立地に係る優遇制度等

1 補助金

(1) 岡山県大型投資・拠点化促進補助金

1 大型投資・拠点化促進補助金の概要

[申請期限：着工30日前]

区 分	製造工場、研究所等、製造業類似事業所（植物工場）				
	投資型	雇用型	R & D型 (初の先端的試験研究 施設への投資)	量産化型 (先端的試験研究からの 量産化)	拠点集約型 ^{※2}
投資額	50億円以上	—	1億円以上	5億円以上	10億円以上
新規常用雇用者数	20人以上	100人 (県北50) 以上	5人以上	10人以上	—
補助対象経費	家屋の固定資産評価額 土地（県営産業団地のみ）の固定資産評価額 償却資産の取得額				
補助率	5% ^{※1}		10%	10%	15%
限度額	県営産業団地70億円 市町村営等産業団地50億円 ^{※3} （既立地10億円） 民有地25億円 ^{※3}		2.5億円	5億円	5億円
交付方法	一括交付（交付決定額が1億円以上の場合は、5か年での分割交付）				
その他	<ul style="list-style-type: none"> ・原則として地元市町村が県と連携して、固定資産税の減免又は企業誘致のための助成をおこなう場合に適用する。ただし、県営産業団地に固定資産投資を行う場合又は既立地企業が固定資産投資を行う場合はこの限りではない。 ・先端的試験研究を行ってきた企業が、当該試験研究施設で行う事業で工場等へ固定資産投資を行う場合、試験研究施設から工場等までの投資額・新規雇用者数を通算し、補助要件を判断する。 ・植物工場とは、一定の気密性を保持した施設内で、野菜等のモニタリングに基づいて、生育環境を高度に制御し、天候等の変化にかかわらず、安定的かつ計画的に生産を行う施設をいう。 ・新岡山県企業立地促進補助金、新岡山県物流施設誘致促進補助金、再投資サポート補助金、本社機能移転促進補助金（設備補助金及び土地補助金）との併給はできない。 				

※1：県内初立地、超大型（200億円、200人以上）、航空機関連、EV 関連の場合は、それぞれ補助率5%を上乗せする。

※2：県外の製造拠点、又は県外の製造拠点の主要な生産機能の一部を県内の事業所に移設し、集約すること。

※3：市町村営等産業団地又は民有地に立地する場合は、市町村の補助相当額と比較して低い方を限度とする。

補助金を受ける場合は、着工の30日前までに申請
することが必要です。



(2) 新企業立地促進補助金

2 新企業立地促進補助金の概要

[申請期限：着工30日前]

区分		新企業立地促進補助金 ※県営団地はリース事業者も含む	
		製造工場、製造業類似事業所（植物工場）	研究所等
対象地域		県内全域	
補助要件	県営・市町村営等産業団地 ^{※1}	土地取得面積	1,000㎡以上
	民有地 ^{※2}	土地取得面積	5,000㎡以上 (中山間地域は3,000㎡以上)
		固定資産投資額	大企業：5億円以上 中小企業：2億円以上 (中山間地域の場合) 大企業：2億円以上 中小企業：1億円以上
		新規常用雇用者数	大企業：30人以上 中小企業：10人以上
補助率等 ^{※3}	県営産業団地	補助率	土地に係る固定資産評価額×3%、家屋に係る固定資産評価額×9%、償却資産の取得額×9% ※県北県営産業団地（久米産業団地、真庭産業団地への立地の場合で、新規雇用10名以上の場合は、土地・家屋の固定資産評価額の20%を上限として、市町村の補助額と同額を上乗せ（県南県営産業団地への立地の場合は、土地・家屋の固定資産評価額の10%を上限として、市町村の補助額と同額を上乗せ）
		限度額	3億円（中山間地域は5億円）
	市町村営等産業団地 ^{※1}	補助率	土地に係る固定資産評価額×1.5%、家屋に係る固定資産評価額×4.5%、償却資産の取得額×4.5% ※県北市町村営等産業団地（津山産業・流通センター）への立地の場合で、新規雇用10名以上の場合は、土地・家屋の固定資産評価額の10%を上限として、市町村の補助額と同額を上乗せ
		限度額	3億円（中山間地域は5億円）
	民有地 ^{※2}	補助率	土地に係る固定資産評価額×0.75%、家屋に係る固定資産評価額×2.25%、償却資産の取得額×2.25%
		限度額	1.5億円（中山間地域は2.5億円）
交付方法	交付決定額1億円以上	5カ年での分割交付	
	交付決定額1億円未満	一括交付	
その他		<ul style="list-style-type: none"> ・県営産業団地に工場等を建設する場合又は企業誘致のための助成制度を制定している市町村から助成を受けて工場等を建設する場合に限る。 ・増設の場合の補助金の限度額及び補助率等は上記の1/2とする。 ・土地の取得（賃借）の後、3年以内に建設に着手すること。 ・植物工場とは、一定の気密性を保持した施設内で、野菜等のモニタリングに基づいて、生育環境を高度に制御し、天候等の変化にかかわらず、安定的かつ計画的に生産を行う施設をいう。 	

※1：市町村営等産業団地とは、市町村、公社、(独)中小企業基盤整備機構が事業主体として造成した工業・流通団地とする。

※2：県営団地、市町村営等産業団地であっても民間取引で取得した場合は民有地の扱いとする。

※3：補助率は、土地に係る補助金は固定資産評価額又は取得額のうちのいずれか安価な額にかかり、家屋に係る補助金は固定資産評価額にかかる。

(3) 新物流施設誘致促進補助金

3 新物流施設誘致促進補助金の概要

[申請期限：着工30日前]

区分		新物流施設誘致促進補助金 ※県営団地はリース事業者も含む	
対象地域		県営・市町村営等産業団地	
補助要件	県営・市町村営等産業団地 ^{※1}	土地取得面積	1,000㎡以上
補助率等 ^{※2}	県営産業団地	補助率	土地に係る固定資産評価額×3%、家屋に係る固定資産評価額×4.5%、償却資産の取得額×4.5% ※県北県営産業団地（久米産業団地、真庭産業団地への立地の場合で、新規雇用10名以上の場合は、土地・家屋の固定資産評価額の20%を上限として、市町村の補助額と同額を上乗せ（県南県営産業団地への立地の場合は、土地・家屋の固定資産評価額の10%を上限として、市町村の補助額と同額を上乗せ）
		限度額	3億円
	市町村営等産業団地 ^{※1}	補助率	土地に係る固定資産評価額×1.5%、家屋に係る固定資産評価額×2.25%、償却資産の取得額×2.25% ※県北市町村営等産業団地（津山産業・流通センター）への立地の場合で、新規雇用10名以上の場合は、土地・家屋の固定資産評価額の10%を上限として、市町村の補助額と同額を上乗せ
		限度額	3億円
交付方法	交付決定額1億円以上	5カ年での分割交付	
	交付決定額1億円未満	一括交付	
その他		<ul style="list-style-type: none"> ・県営産業団地に工場等を建設する場合又は企業誘致のための助成制度を制定している市町村から助成を受けて工場等を建設する場合に限る。 ・増設の場合の補助金の限度額及び補助率等は上記の1/2とする。 ・土地の取得（賃借）の後、3年以内に建設に着手すること。 	

※1：市町村営等産業団地とは、市町村、公社、(独)中小企業基盤整備機構が事業主体として造成した工業・流通団地とする。

※2：補助率は、土地に係る補助金は固定資産評価額又は取得額のうちのいずれか安価な額にかかり、家屋に係る補助金は固定資産評価額にかかる。

(4) 本社機能移転促進補助金, 本社機能移転に係る社宅借上げ支援補助金

4 本社機能移転促進補助金、本社機能移転に係る社宅借上げ支援補助金の概要

[申請期限：着工、建物売買契約日又は建物賃貸借契約日の30日前]

区分	本社機能移転促進補助金
対象者	県内に本社機能に移転する法人
交付要件	次の要件を全て満たすこと ①県内の本社機能を対外的に明示 ②県内の本社機能業務に従事する新規常用雇用者が5人以上 ③法人設立後3年以上経過し、直近3年間で営利事業を継続して営んでいること。 ④資本金又は出資金の額が1,000万円超
補助額	【設備】家屋に係る固定資産評価額(又は1年分の賃借料)×10%、償却資産の取得額×10% 【土地】土地に係る固定資産評価額(又は1年分の賃借料)×10% 【経費】事務所移転経費×10% 【雇用】本社機能業務に従事する新規常用雇用者1人当たり50万円(中山間地域:100万円) ※東京23区から移転する法人:補助率15%、補助単価100万円
限度額	5億円(中山間地域は限度なし)
交付方法	一括交付
その他	1 土地の取得、家屋の建設の有無は不問である。 2 雇用及び移転経費に係る補助金についてのみ、新潟県企業立地促進補助金、新物流施設誘致促進補助金、大型投資・拠点化促進補助金及び再投資サポート補助金との併給が可能である。

区分	本社機能移転に係る社宅借上げ支援補助金
対象者	本社機能移転促進補助金認定法人
交付要件	常用雇用者のために新たに社宅の賃借を開始すること。
補助対象経費	社宅の賃借に要する経費 (ただし、賃借料に係る消費税及び地方消費税相当額、敷金、礼金、共益費その他これらに類する経費を除く)
補助率	2分の1
限度額	3,000万円(一戸当たり 月5万円)
補助対象期間	最長1年間
交付方法	各年度毎に実績交付
その他	1 補助対象期間に賃貸借契約期間のうち補助対象として法人が指定した期間(事業を開始した日から起算して1年6月以内の期間に限る。)とする。 2 国、市町村、その他の社宅賃借料に係る補助金との併給はできない。

(5) 支店等新規開設促進補助金

5 支店等新規開設促進補助金の概要

[申請期限：支店開設の30日前]

区分	支店等新規開設促進補助金
対象者	次のいずれかを満たす者 ①県内に支店等を新たに開設する法人 ②県内に設置していた支店等を廃止した日から3年以上経過後に県内に支店等を再び開設する法人
交付要件	次の要件①～⑤を全て満たすこと。 ①県内の支店等を対外的に明示 ②県内の支店等に従事する新規常用雇用者が10人以上 ③法人設立後3年以上経過し、直近3年間で営利事業を継続して営んでいること。 ④支店等の事業の用に供する部分の延床面積が100平方メートル超 ※賃貸の場合は賃貸借契約の期間が2年以上 ※集合住宅の居宅部分を支店等の用に供しているときは交付対象外 ⑤資本金又は出資金の額が1,000万円超 【イノベーション分野(クリエイティブ関連分野、情報通信関連分野、研究関連分野)】 次の要件①～③を全て満たすこと。 ①県内の支店等を対外的に明示 ②県内の支店等に従事する新規常用雇用者が5人以上 ③法人設立後3年以上経過し、直近3年間で営利事業を継続して営んでいること。
補助額	(新規常用雇用者-9)×10万円(中山間地域は15万円) 【イノベーション分野】 新規常用雇用者×50万円(中山間地域は100万円)
限度額	200万円(中山間地域は300万円) 【イノベーション分野】 1,000万円(中山間地域は2,000万円)
交付方法	一括交付
その他	1 土地の取得、家屋の建設の有無は不問である。 2 新潟県企業立地促進補助金、新物流施設誘致促進補助金、大型投資・拠点化促進補助金、及び再投資サポート補助金との併給が可能である。
イノベーション分野の例示	①クリエイティブ関連分野：設計関連、デザイン関連等 ②情報通信関連分野：システム開発関連、映像制作関連、ゲーム関連等 ③研究関連：研究ラボ等 ※単に販売、サービス提供、営業、作業等のみを行う事業所は対象外

(6) 再投資サポート補助金

6 再投資サポート補助金の概要

[申請期限：着工前]

区 分		再投資サポート補助金
対象者		次の要件①～②を全て満たす者 ①県内に既に立地している製造業者であって、当該事業所設立後10年以上経過した企業であること。 ②補助対象事業を実施することにより、本県での操業継続及び当該事業所の常用雇用者に係る雇用の維持又は創出が認められること。 ※償却資産のみ取得の場合は、常用雇用者1名以上の増が必要。
交付要件		次の要件①～②を全て満たすこと ①固定資産投資額1億円以上であること。 ②次のいずれかを満たすこと。 (1)事業を実施した箇所、ライン等における生産性が10%以上向上すること。 (2)事業を実施した箇所、ライン等において、新たな製品を従来品の生産量ベース又は生産額ベースで10%以上生産する能力を備えること。 (3)事業を実施した箇所、ライン等において、環境影響への軽減効果が大きいものとして知事が特別に認める事業であること。
補助対象経費		家屋、償却資産の取得額
補助率(限度額)		1%(1億円)
交付方法		一括交付
その他		1 土地の取得に要する経費については、交付要件の投資額には算定可能だが、補助対象経費には含まない。 2 土地の取得、家屋の建設の有無は不問とする。 3 新潟県企業立地促進補助金、大型投資・拠点化促進補助金との併給はできない。
定義	生産性	労働生産性(物的労働生産性又は価値労働生産性)のことをいい、次により算定する。 イ 物的労働生産性=生産能力数量÷常用雇用者数 ロ 価値労働生産性=生産能力額÷常用雇用者数
	新たな製品	当該設備の設置以前には、当該事業者が反復継続的に量産提供していなかった製品、当該事業者にとって新たな原材料や生産加工技術の適用により、従来の製品と比べて性能が向上する製品(性能を示す定量指数が、当該事業者が従来提供していたものに比べて10%以上向上する製品)又は用途若しくは販路等が異なる製品のことをいう。
	環境影響の軽減	大気(SOx、NOx、煤塵等)、水質(COD、チッ素、リン等)等の排出量等環境影響に関する数値が大幅に軽減することをいう。

※県の会計年度毎に一企業につき1回の申請を限度とする。

共通事項

- ①補助対象となる償却資産は、地方税法に基づく固定資産税の課税対象(償却資産課税台帳に記載されているもの)となる償却資産とする。
- ②新規常用雇用者とは、補助対象となった施設等に従事するため、立地決定日(立地協定日、土地売買契約日、賃貸借契約日等(支店等はその開設日の6月前の日))以降に雇用された岡山県内に住所を有する者又は岡山県内に新たに住所を定めた者で、かつ、健康保険法、厚生年金保険法及び雇用保険法の被保険者とする。

岡山県は充実した優遇制度をご用意し、企業をサポートします。市町村独自の助成制度もあります。



(7) 市町村の奨励金等

令和4年4月現在

市 町 村	関連ホームページアドレス
岡 山 市	https://www.city.okayama.jp/jigyosha/0000017691.html
倉 敷 市	http://www.city.kurashiki.okayama.jp/dd.aspx?menuid=4122
津 山 市	https://www.city.tsuyama.lg.jp/unit.php?id=92
玉 野 市	https://www.city.tamano.lg.jp/soshiki/16/
笠 岡 市	http://www.city.kasaoka.okayama.jp/soshiki/31/
井 原 市	http://www.city.ibara.okayama.jp/soshiki/kensetsukeizaibu/shoko/
総 社 市	http://www.city.soja.okayama.jp/kigyoyuutisyokoushinkou/sangyo_machi/kigyoyuuti/kigyoyuuti.html
高 梁 市	https://www.city.takahashi.lg.jp/soshiki/22/
新 見 市	https://www.city.niimi.okayama.jp/business/business_detail/index/32.html
備 前 市	https://www.city.bizen.okayama.jp/soshiki/19/713.html
瀬 戸 内 市	https://www.city.setouchi.lg.jp/life/4/17/73/
赤 磐 市	https://www.city.akaiwa.lg.jp/jigyosya/kigyou/index.html
真 庭 市	https://www.city.maniwa.lg.jp/soshiki/40/2143.html
美 作 市	http://www.city.mimasaka.lg.jp/static/yuchi/index.html
浅 口 市	http://www.city.asakuchi.okayama.jp/sangyo/kogyo/danchi.html
和 気 町	http://www.town.wake.lg.jp/gyosei/kigyoMuke/kanyu/
早 島 町	http://www.town.hayashima.lg.jp/soshikikarasagasu/kikaku/index.html
里 庄 町	https://www.town.satosho.okayama.jp/soshiki/3/1320.html
矢 掛 町	http://www.town.yakage.okayama.jp/life/
新 庄 村	http://www.vill.shinjo.okayama.jp/
鏡 野 町	http://www.town.kagamino.lg.jp/?p=382
勝 央 町	http://www.town.shoo.lg.jp/mkpage/hyouzi_editor.php?sid=73
奈 義 町	http://www.town.nagi.okayama.jp/gyousei/nourin_jigyousha/kaihatsu_tochitorihiki/tochitorihiki/higashiyamakougyoudanchi_bunjou.html
西 粟 倉 村	http://www.vill.nishiwakura.okayama.jp/
久 米 南 町	https://www.town.kumenan.lg.jp/
美 咲 町	https://www.town.misaki.okayama.jp/
吉 備 中 央 町	http://www.town.kibichuo.lg.jp/soshiki/25/93.html

2 税の優遇措置

(1) 地域未来投資促進法

地域未来投資促進法：<https://www.pref.okayama.jp/page/656213.html>

① 制度の概要

地域の特性を生かして高い付加価値を創出し、地域の事業者に対する相当の経済波及効果を及ぼすような事業を実施する事業者等を支援するもの。

事業者が、同法による支援措置を受けようとする場合、県・市町村が作成した基本計画を踏まえ、「地域経済牽引事業計画」を提出し、県知事等の承認を受けると、一定の要件の下で、法人税の設備投資減税措置などを受けることができる。

② 計画期間

平成 29 年 12 月 22 日から令和 5 年 3 月 31 日まで

③ 申請手続

支援措置を受けようとする事業者は、「地域経済牽引事業計画」を作成し、着工前に県等に申請の上、承認を受ける。

承認を受けるためには、次に掲げる要件 1～3 を全て満たす必要がある。

【要件 1】 地域の特性を活用すること（1～10 のいずれか）

- 1 自動車、医療・福祉機器、航空機、新素材等及びその関連分野の産業の集積を活用した成長ものづくり分野
- 2 繊維衣服、耐火物、ステンレス加工、CLT 等及びその関連分野の産業の集積を活用した成長ものづくり分野
- 3 岡山後樂園、倉敷美観地区、大山隠岐国立公園赫山高原等の観光資源を活用した観光分野
- 4 白桃、和牛肉等の特産物を活用した農林水産・地域商社分野
- 5 大学等の IT 人材を活用した第 4 次産業革命分野
- 6 地域づくりの知見を活用したスポーツ・文化・まちづくり分野
- 7 医療、教育等の専門人材を活用したヘルスケア・教育サービス分野
- 8 広域交通網のクロスポイントのインフラを活用した農林水産・地域商社分野
- 9 広域交通網のクロスポイントのインフラを活用した物流分野
- 10 豊富な森林資源や長い日照時間等の自然環境を活用した環境・エネルギー分野

【要件 2】 高い付加価値を創出すること

付加価値増加率が 4、767 万円を上回ること。

【要件 3】 いずれかの経済的効果が見込まれること

- 1 促進区域に所在する事業者間での取引額が開始年度比で 7% 以上増加
- 2 促進区域に所在する事業者の売上が開始年度比で 7% 以上増加
- 3 促進区域に所在する事業者の雇用者数が開始年度比で 3% 以上増加
- 4 促進区域に所在する事業者の雇用者給与等支給額が開始年度比で 4% 以上増加

④ 承認した地域経済牽引事業に対する設備投資への減税措置

課税の特例措置を受けるためには、着工前に県による事業計画の承認を受け、取得前に国による事業の先進性の確認を受ける必要があります。

(国の承認の要件)

- ・先進性を有すること

上記承認要件の他に、

- ・設備投資額が2,000万円以上であること
- ・設備投資額が前年度減価償却費の10%以上であること
- ・対象事業の売上高伸び率が、ゼロを上回り、かつ、過去5年度の対象事業に係る市場規模の伸び率より5%以上高いこと

<上乗せ要件>

- ・直近事業年度の付加価値額増加率が8%以上
- ・労働生産性の伸び率が4%以上、かつ、投資収益率が5%以上

税 目	減 税 措 置												
法人税	承認地域経済牽引事業計画に定められた施設又は設備を構成する法人税法施行令第13条各号に掲げる資産の取得価格の合計額が <u>2,000万円以上</u> のものを新増設して用に供した場合、下表の特別償却又は税額控除の選択適用ができる。												
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>対象設備</th> <th>特別償却</th> <th>税額控除</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>機械装置・器具備品</td> <td>40%</td> <td>4%</td> </tr> <tr> <td>上乗せ要件を 満たす場合</td> <td>50%</td> <td>5%</td> </tr> <tr> <td>建物・附属設備・構築物</td> <td>20%</td> <td>2%</td> </tr> </tbody> </table>	対象設備	特別償却	税額控除	機械装置・器具備品	40%	4%	上乗せ要件を 満たす場合	50%	5%	建物・附属設備・構築物	20%	2%
	対象設備	特別償却	税額控除										
	機械装置・器具備品	40%	4%										
上乗せ要件を 満たす場合	50%	5%											
建物・附属設備・構築物	20%	2%											
※ 対象資産の取得価格の合計額のうち、本税制の支援対象となる金額は80億円が限度となります。 ※ 特別償却は、限度額まで償却費を計上しなかった場合、その償却不足額を翌事業年度に繰り越すことができます。 ※ 税額控除は、その事業年度の法人税額又は所得税額の20%までが上限となります。													
不動産取得税	承認地域経済牽引事業計画に定められた施設又は設備を構成する一定のものの取得価格の合計額が <u>1億円超</u> （ただし、農林漁業関連の場合 <u>5千万円超</u> ）のものを新増設して用に供した場合、一定の算式により不動産取得税を課税免除する。												
固定資産税	承認地域経済牽引事業計画に定められた施設又は設備を構成する一定のものの取得価格の合計額が <u>1億円超</u> （ただし、農林漁業関連の場合 <u>5千万円超</u> ）のものを新増設して用に供した場合、一定の算式により固定資産税（3年間）を課税免除する。 ※該当の市町村が条例を定めている場合に限る。												

⑤ 相談窓口

地域経済牽引事業計画の承認申請：岡山県産業労働部企業誘致・投資促進課

課税の特例に係る確認（先進性の確認）申請：中国経済産業局

法人税：税務署

不動産取得税：岡山県総務部税務課

固定資産税：該当の市町村固定資産税担当課

(2) 過疎地域及び離島地域

① 県内市町村の地域指定の状況

過疎区域：過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法による「過疎区域」

離島地域：離島振興法による「離島地域」

市 町 村	過疎区域	離島地域
岡 山 市	旧建部町（特定市町村）	犬島地域
倉 敷 市		児島諸島地域（税の優遇措置は適用されない）
津 山 市	旧加茂町，旧阿波村， 旧勝北町，旧久米町	
玉 野 市		石島地域
笠 岡 市		笠岡諸島地域
井 原 市	全域（税の優遇措置は旧 美星町，旧芳井町）	
総 社 市		
高 梁 市	全域	
新 見 市	全域	
備 前 市	全域	日生諸島地域
瀬 戸 内 市	旧牛窓町	前島地域
赤 磐 市	旧赤坂町，旧吉井町	
真 庭 市	全域	
美 作 市	全域	
浅 口 市	旧寄島町	
和 気 町	全域	
早 島 町		
里 庄 町		
矢 掛 町	全域	
新 庄 村	全域	
鏡 野 町	全域	
勝 央 町		
奈 義 町	全域	
西 粟 倉 村	全域	
久 米 南 町	全域	
美 咲 町	全域	
吉 備 中 央 町	全域	

過疎区域、離島地域では、税制上の優遇制度を設けて企業立地を進めています。



② 過疎区域

対象事業	製造業，旅館業，農林水産物等販売業，情報サービス業等			
取得要件	・製造業・旅館業			
	資本金規模	5,000万円以下	5,000万円超 1億円以下	1億円超
	取得価格要件	<u>500万以上</u> の取得等	<u>1,000万円以上</u> の 新增設に係る取得等	<u>2,000万円以上</u> の 新增設に係る取得等
	・農林水産物等販売・情報サービス業等： <u>500万以上</u> の取得等			
法人税	対象事業のために用いる設備を取得等し，用に供した場合，5事業年度において，普通償却限度額に割増償却割合を乗じて計算した金額の割増償却ができる。 ・割増償却割合：建物及び付属設備並びに構築物 48/100 機械及び装置 32/100			
事業税 不動産取得税	対象事業のために用いる設備を取得等し，用に供した場合，一定の算式により次のものを課税免除する。 ・事業税（3事業年度） ・不動産取得税			
固定資産税	対象事業のために用いる設備を取得等し，用に供した場合，一定の算式により固定資産税（3年間）を課税免除する。 ※該当の市町村が条例を定めている場合に限る。			

③ 離島地域

対象事業	製造業，旅館業，農林水産物等販売業，情報サービス業等			
取得要件	・製造業・旅館業			
	資本金規模	5,000万円以下	5,000万円超 1億円以下	1億円超
	取得価格要件	<u>500万以上</u> の 新增設に係る取得等	<u>1,000万円以上</u> の 新增設に係る取得等	<u>2,000万円以上</u> の 新增設に係る取得等
	・農林水産物等販売・情報サービス業等： <u>500万以上</u> の新增設に係る取得等			
法人税	対象事業のために用いる設備を取得等し，用に供した場合，5事業年度において，普通償却限度額に割増償却割合を乗じて計算した金額の割増償却ができる。 ・割増償却割合：建物及び付属設備並びに構築物 48/100 機械及び装置 32/100			
事業税 不動産取得税	対象事業のために用いる設備を取得等し，用に供した場合，一定の算式により次のものを課税免除する。 ・事業税（3事業年度） ・不動産取得税			
固定資産税	対象事業のために用いる設備を取得等し，用に供した場合，一定の算式により固定資産税（3年間）を課税免除する。 ※該当の市町村が条例を定めている場合に限る。			

④ 相談窓口

法人税：税務署

不動産取得税：岡山県総務部税務課

固定資産税：該当の市町村固定資産税担当課

(3) 立地企業に対する固定資産税

※適用基準、対象設備など詳細は市町村まで問い合わせのこと

市町村	区分	適用基準		措置
		投下固定資本額、その他		
岡山市	過疎地域（旧建部町地域）	500～2,000万円以上（資本金規模による）		課税免除（3年間）
倉敷市	-			
津山市	過疎地域（市内一部地域）	500～2,000万円以上（資本金規模による）		課税免除（3年間）
	地域未来投資促進法	1億円超（農林漁業関連の場合5千万円超）		課税免除（3年間）
玉野市	地域未来投資促進法	1億円超（農林漁業関連の場合5千万円超）		課税免除（3年間）
笠岡市	離島振興地域	150万円以上		課税免除（3年間）
	地域未来投資促進法	1億円超（農林漁業関連の場合5千万円超）		課税免除（3年間）
井原市	産業振興促進区域（旧美星町・旧芳井町地域）	500～2,000万円以上（資本金規模による）		課税免除（3年間）
	地域未来投資促進法	1億円超（農林漁業関連の場合5千万円超）		課税免除（3年間）
総社市	-			
高梁市	過疎地域	500～2,000万円以上（資本金規模による）		課税免除（3年間）
	地域未来投資促進法	1億円超（農林漁業関連の場合5千万円超）		課税免除（3年間）
新見市	過疎地域	500～2,000万円以上（資本金規模による）		課税免除（初年～3年間） 1/2免除（4～5年）
	地域未来投資促進法	1億円超（農林漁業関連の場合5千万円超）		課税免除（3年間）
備前市	過疎地域	500～2,000万円以上（資本金規模による）		課税免除（3年間）
	地域未来投資促進法	1億円超（農林漁業関連の場合5千万円超）		課税免除（3年間）
瀬戸内市	過疎地域（旧牛窓町地域）	500～2,000万円以上（資本金規模による）		課税免除（3年間）
	地域未来投資促進法	1億円超（農林漁業関連の場合5千万円超）		課税免除（3年間）
赤磐市	過疎地域（旧赤坂町・旧吉井町地域）	500～2,000万円以上（資本金規模による）		課税免除（3年間）
	地域未来投資促進法	1億円超（農林漁業関連の場合5千万円超）		課税免除（3年間）
真庭市	過疎地域	500～2,000万円以上（資本金規模による）		課税免除（3年間）
	地域未来投資促進法	1億円超（農林漁業関連の場合5千万円超）		課税免除（3年間）
	真庭市雇用の安定・創出と地域経済の活性化を図るための企業の立地促進及び育成に関する条例	2,500万円以上（常用雇用者数が増加）		課税免除（3年間）
美作市	過疎地域	500～2,000万円以上（資本金規模による）		課税免除（3年間）
	美作市企業立地促進条例	2億円以上		税額相当額を補助（3年間）
浅口市	過疎地域（旧寄島町地域）	500～2,000万円以上（資本金規模による）		課税免除（3年間）
	地域未来投資促進法	1億円超（農林漁業関連の場合5千万円超）		課税免除（3年間）
和気町	過疎地域（旧佐伯町地域）	500～2,000万円以上（資本金規模による）		課税免除（3年間）
	地域未来投資促進法	1億円超（農林漁業関連の場合5千万円超）		課税免除（3年間）
早島町	-			
里庄町	地域未来投資促進法	1億円超（農林漁業関連の場合5千万円超）		課税免除（3年間）
矢掛町	過疎地域	500～2,000万円以上（資本金規模による）		課税免除（3年間）
	地域未来投資促進法	1億円超（農林漁業関連の場合5千万円超）		課税免除（3年間）
新庄村	指定工場（新庄村工場誘致奨励条例）	1,000万円以上（新規常用雇用5人以上）		課税免除（3年間）
鏡野町	過疎地域	500～2,000万円以上（資本金規模による）		課税免除（3年間）
勝央町	地域未来投資促進法	1億円超（農林漁業関連の場合5千万円超）		課税免除（3年間）
奈義町	過疎地域	500～2,000万円以上（資本金規模による）		課税免除（3年間）
西粟倉村	-			
久米南町	過疎地域	500～2,000万円以上（資本金規模による）		課税免除（3年間）
美咲町	過疎地域	500～2,000万円以上（資本金規模による）		課税免除（3年間）
	地域未来投資促進法	1億円超（農林漁業関連の場合5千万円超）		課税免除（3年間）
吉備中央町	過疎地域	500～2,000万円以上（資本金規模による）		課税免除（3年間）
	地域未来投資促進法	1億円超（農林漁業関連の場合5千万円超）		課税免除（3年間）

(4) 地方拠点強化税制（オフィス減税・雇用促進税制）

地方拠点強化税制：<https://www.chisou.go.jp/tiiki/tiikisaisei/sakusei.html>

① 概要

区 分		地方において本社機能を拡充（拡充型）	東京23区から地方に本社機能を移転（移転型）
地方活力向上地域特定業務施設整備計画（知事認定）		<p>■認定要件 特定業務施設で常時雇用従業員増加数が5人(中小1人)以上</p> <p>■対象施設 事務所，研究所，研修所，工場内の研究開発施設</p>	<p>■認定要件 同左+従業員増加数に関する以下の転勤者要件 ①計画期間中，増加数の過半数が東京23区からの転勤者 又は ②初年度に過半数が転勤者であれば，計画期間中では1/4以上で可</p> <p>■対象施設 同左</p>
法人税	オフィス減税	<p>一定の要件を満たした場合には，オフィスに係る建物等の取得価額に対し，税額控除4%又は特別償却15% 措置対象：建物，建物附属設備，構築物 取得価額要件：<u>2,500万円以上</u>（中小企業者<u>1,000万円以上</u>）</p>	<p>一定の要件を満たした場合には，オフィスに係る建物等の取得価額に対し，税額控除7%又は特別償却25% 措置対象：同左 取得価額要件：同左</p>
	雇用促進税制	<p>一定の要件を満たした場合には，増加雇用者1人当たり最大30万円の税額控除ができる場合があります。</p>	<p>一定の要件を満たした場合には，増加雇用者1人当たり最大90万円の税額控除ができる場合があります。</p>
事業税 不動産取得税		<p>不動産取得税：標準税率×1/10</p> <p>■適用要件 特定業務施設の用に供する減価償却資産の合計額が<u>3,800万円以上</u>。ただし，中小企業者については，<u>1,900万円以上</u>。</p>	<p>事業税：課税免除（3事業年度） 不動産取得税：課税免除</p> <p>■適用要件 同左</p>
固定資産税		<p>不均一課税 1年目 ゼロ 2年目 標準税率×1/3 3年目 標準税率×2/3 ※市町村条例の定めによる。</p>	<p>不均一課税 1年目 ゼロ 2年目 標準税率×1/4 3年目 標準税率×1/2 ※市町村条例の定めによる。</p>

② 相談窓口

地方活力向上地域特定業務施設整備計画：岡山県産業労働部企業誘致・投資促進課

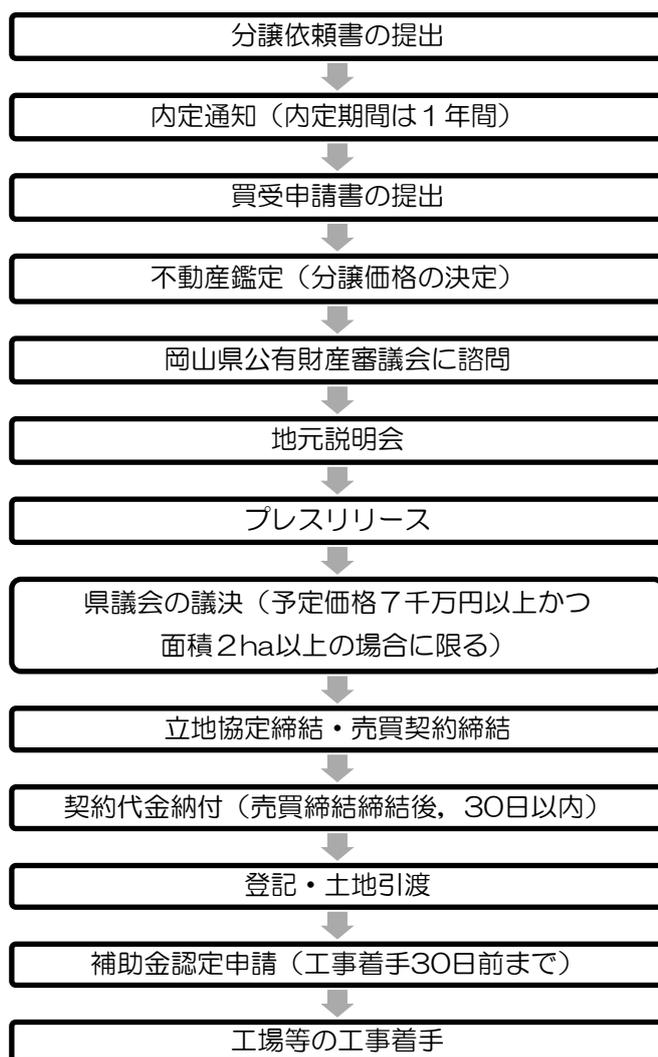
法人税：税務署

事業税・不動産取得税：岡山県総務部税務課

固定資産税：該当の市町村固定資産税担当課

3 県営産業団地の分譲手続

(1) 分譲までの手順



(2) 分譲方法

分譲等の方法		概 要	所有権移転時期	分譲価格等決定方法	金利等
用地を買う	一括分譲制度	一括分譲	売買代金納入時	契約締結時の時価	<ul style="list-style-type: none"> ・固定金利1.0% ・固定資産税相当額 ・契約時に行う鑑定評価額
	貸付特約付分譲制度	10年を限度に貸し付け、期間満了時に分譲	売買代金等完納時		
	割賦分譲制度	10年（3年以内の元金据置期間を含む）以内の割賦分譲	即納金（売買代金の20%以上）支払時		

※金利等は見直す場合あり。

4 工業用水の利用

(1) 工業用水の概要

工業用水とは製造業等（物品の加工修理を含む）に使用するための水で、工業の生産過程において直接使用する他に、原料容器の洗浄、工場内部の清掃、その他雑用にも使用できる。

(2) 岡山県企業局工業用水道事業の概要

工業用水：<https://www.pref.okayama.jp/site/14/list106-534.html>

地区名	水島	笠岡	勝央
給水能力	708,000m ³ /日	49,700m ³ /日	4,200m ³ /日
給水区域	倉敷市 (水島地区・児島地区)	笠岡市, 里庄町	勝田郡勝央町 (勝央工業団地)
料金 (税抜)	基本料金 20.50~44.46円/m ³	基本料金 28.49~45.00円/m ³	基本料金 35.00円/m ³
	※詳細についてはお問い合わせください。		

(3) 市町営工業用水道事業の概要

地区名	岡山市 (岡山工業用水道)	岡山市 (御津工業用水道)	津山市
給水能力	25,000m ³ /日	3,000m ³ /日	1,400m ³ /日
給水区域	岡山市(旭川以西, 笹ヶ瀬川以東の一部区域)	岡山市(御津工業団地河内工業団地等)	津山市くめ (久米産業団地)
料金 (税抜)	基本料金 25円/m ³ 超過料金 50円/m ³	基本料金 45円/m ³ 超過料金 90円/m ³	基本料金 49円/m ³ 超過料金 90円/m ³

地区名	井原市	総社市	奈義町
給水能力	2,100m ³ /日	4,000m ³ /日	1,500m ³ /日
給水区域	井原市(木之子工業団地 高山工業団地)	総社市 (久代地区)	奈義町 (東山工業団地)
料金 (税抜)	基本料金 45円/m ³ 超過料金 70円/m ³	基本料金 45円/m ³ 超過料金 70円/m ³	基本料金 37円/m ³ 超過料金 73円/m ³

(4) 費用の負担

新たに配水管の設置が必要となる場合は、別に定める基準によりその設置に要する費用の全部又は一部をその配水管の設置によって利益を受ける使用者が負担する。

(5) 相談窓口

岡山県企業局総務企画課経営推進室
岡山市水道局総務部営業課
津山市産業文化部企業立地課
井原市水道部上水道課
総社市環境水道部上水道課
奈義町地域整備課



工業用水は比較的安価で、水量、水質ともに安定しています。水の使用量が多い工場は、工業用水をご検討ください。